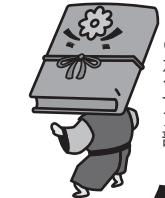


おおさか
維新

憲法改悪の先兵

露骨な改憲タッグ



安倍首相

「おおさか維新の会」の“安倍応援団”ぶりが露骨です。

- 安倍首相が「憲法改正については、参院選でしっかりと訴えていく」(4日の年頭会見)と言うと、「お維新」代表の松井大阪府知事が同日、「参院選で堂々と憲法改正の発議(に必要な)勢力3分の2をめざす」と表明。
- NHK番組(10日)で首相がわざわざ「お維新」の名前を挙げて参院選で3分の2の議席確保をめざすと



言うと、片山共同代表が同番組で「選挙に間に合うよう(独自の憲法)改正試案をまとめたい」と呼応しました。

●改憲が大争点の参院選。憲法を守りぬく共産党の躍進で自民、公明、「お維新」に痛打を与えましょう。

■「憲法改正は絶対必要だ。もう安倍総理しかできないと思う」「その予行練習ですよ、大阪都構想は」(橋下徹大阪市長=当時、2015年1月15日)

■「憲法は改正しなければな

改憲「語録」

らないというのは、わが党の考え方の大きなひとつ。ですから(「お維新」は)憲法改正に必要な3分の2の勢力の中に入ります」(松井氏、同12月12日)

参院選 共産党躍進で痛打を

折り目

「戒厳令」
の復活

「緊急事態条項」

歴代政府の憲法解釈を覆す「解釈改憲」で戦争法(安保法制)を成立させた安倍政権が、今度は憲法の条文そのものを変える「明文改憲」へ急ピッチです。

憲法に首相権限の強化や国民の権利制限を定めた「緊急事態条項」を新設、9条改憲への突破口にしようという危険なたくらみです。



明文改憲
許さない

個人の尊厳を大切にする政治こそ

日本共产党

自民党の改憲草案には、「緊急事態条項」の新設が盛り込まれています。内容は――

- 国会抜きで「法律」「緊急事態」の例の第一に挙げられているのは「外部からの武力攻撃」。目的はまさに有事体制、「大規模な自然災害」は口実です。

総理大臣は「武力攻撃」「内乱」が起きると、「緊急事態」を宣言。国会の議決を経なくとも「法律と同一の効力を有する政令」の制定、「地方自

治体の長に対して必要な指示」が可能になります。

- 基本的人権を制限 戦前の天皇による緊急勅令や戒厳令のように、国会の関与なしに政府の独断で、人権制限などの政令を定めることができます。国民は国や公の機関による指揮命令に従わなければならぬという「服従義務」も定められています。

近畿民報

2016年1月 No.3(第221号)
発行／日本共产党国会議員団
近畿ブロック事務所

〒537-0025 大阪市東成区中道1-10-10ホクシンピース102号
Tel.06(6975)9111 Fax.06(6975)9115
Eメール:jopkinki@cronos.ocn.ne.jp

※日本共产党は
以上の見解を
発表しました。